

研究ノート

アングロ・サクソン時代の小教区制

山代 宏道

はじめに

アングロ・サクソン人達のキリスト教への改宗は、ローマ、アイオナ島、ガリアからやってきた伝道者達によって進められた。しかし五九七年アウグスティヌスがイングランドに到着してから約八〇年間は、イングランドにおいていかなる教区組織も存在していなかったといわれる。そこにあつたのは司教の監督下にある伝道本部といった性格の少数の教会であつた。イングランドを司教区へ分割するという最初の試みがなされるのはカンタベリー大司教テオドロス(在位六八〇〜九〇)をまたねばならなかつた。かれは当時存在していた各王国か、それが余りに広大な場合には、さらにそれを分割するような形で司教区を形成する、という考えをもっていたようである。

それでは、司教区の下位単位をなす小教区もこの時期に創設されたのであろうか。従来、小教区組織も大司教テオドロスによって創

設された、とする見解もあつたが、そうした主張は何ら歴史的根拠をもっていないようである。アドウルシヨール G. W. O. Addleshaw は、小教区制は一〇・一一世紀に創設されていくとし、七世紀の司教組織は、いまだ伝道本部のような教会に基礎を置くものであつたと主張している。

いったいイングランドにおける小教区制はどのように発展していったのであろうか。その発展過程をできるだけ明確に跡づけてみる、ということが筆者の当面の課題である。最近わが国においても、大陸における司教区・小教区制の展開についての研究、イングランドにおける司教管区組織成立の研究が行なわれてきている。しかしこうした教区組織についての研究もいまだ緒についたばかりの現況であるといわなければならない。他方、欧米では教会法的関連のうちに小教区分割を取り扱った研究、イングランド小教区制について中世までを扱った概観的研究や近代までを扱った研究などが存在している。しかしイングランド小教区制に関するかぎり、その中

で注目されるのは、なんとといっても一九五三年以来この分野での研究を発表し続けているアドゥルシヨールによる一連のパンフレットである。本稿においては、主としてこのアドゥルシヨールの研究に依拠し、イングランド小教区制の発展過程のいくつかの重大な問題について私見を加えながら、その発展過程をできるだけ明確に跡づけるための検討、再整理を行なつてみたい。なお本稿では、アングロ・サクソン期に限定し小教区制の成立事情とでもいった側面に焦点をあてているが、ノルマン征服後の時期から小教区制の確定期については別稿において検討する予定である。

一、ミンスター制

司教の監督下にキリスト教伝道のため聖職者が勤める本部のような役割を果していた教会がミンスター *minster* と呼ばれるものであるが、その語の意味内容は単一に定義されるものでもないし、そうした教会を構成していた聖職者達の実態も十分に明確になってきているとはいいがたい。まずミンスターの意味内容についてみると、それにあたるラテン語は *monasterium* なのでミンスターは修道院を意味するのであるかといえ、必ずしもそうではない。修道院でない教会もモナステリウムと呼ばれており、アングロ・サクソン末期ではミンスターという語は、司教座教会、共同管理教会、修道院教会、あるいは小教区教会など一般的にはいずれの教会に対しても用いられていたようである。しかしここで小教区制との関連において重視しておきたいのは、アングロ・サクソン末期の法典に

アングロ・サクソン時代の小教区制(山代)

において、オールド・ミンスターという表現が用いられる場合、それが七・八世紀の伝道活動の中心であったような教会を指しているということであり、それはまた、それ以後に単一所領や村落に奉仕するために建設されてきた新しいタイプの教会から区別される形で用いられているということである。

つぎにミンスターに仕える聖職者達については、ミンスターと呼ばれる現存の *York Minster, Southwell Minster* が修道士達ではなく常に教区付聖職者が仕える教会であったことを想起するだけで、その複雑性が十分に予想されるであろう。ミンスターの上長はしばしば *abbas, praepositus* と呼ばれ、かれと共に *familia* として知られる聖職者集団がそこに仕えていた。かれらの実態についても、半ば共同生活を送る教区付聖職者であったのか、あるいはベネディクト的ないしはケルト的戒律の下に生活する修道士達であったのか、そのいずれかを史料的に確定することはできない。一方で、司教責任を担うミンスターでの聖職者達の生活は、修道士達の生活というよりも教区付聖職者のそれに接近していたであろうことが一般的には考えられる。しかし他方では、両者の生活様式がそれほどはっきりとは区分されえないという当時の現実が存在していたことも見落してはならない。

当時、聖職者間におけるエネルギーで有能な補充員としては、修道士達が重視されていた。七世紀に入るころまでには司教あるいは司教に叙階された修道士達は、教会の重要な指導者となりつつあった。修道院内においてはもとより、司教区においても、さら

に異教徒間においてはその伝道活動と共にとくにそうであった。ローマ教皇グレゴリウス一世(五九〇—六〇四)によりイングランドに派遣された一団もベネディクト修道士達である。こうしたベネディクト修道士ならびに大陸伝道にも活躍したケルト系修道士達も、原則としての修道院内定住規則にもかかわらず、現実には世俗社会から離れて生活することは困難であった。そうした事情は、アングロ・サクソン初期のイングランドやスコットランドのような異教の地においてかれらが伝道に携わっている時には、なおさらそうであった。その結果修道士達と教区付聖職者達の区別は困難となり、むしろそうした区別は少なくとも現実的にはそれほど大きな意味をもちえなくなっていた、と言えるのではなからうか。

アングロ・サクソン期イングランドにおけるキリスト教の伝道がミンスターを中心となされた、ということを確認しても、その伝道方法として教区制を採用していくことについては、イングランドにおける聖職者間での合意といったものが存在していたのであろうか。いいかえれば、教区制採用に関しての地域差といったものは、存在していなかったのであろうか。アウグスティヌスを中心とするローマからやってきた修道士達がカンタベリーを拠点としながらイングランド南部から伝道していったのに対し、アイオナ修道院からやってきたエイダン Aidan (リンデイスファーン司教修道院長六三五—五一)を先駆者とするケルト系修道士達がノーサンブリアなど北部を中心に伝道活動に従事していたことはよく知られている。両グループの修道士達の伝道方法、典礼、習慣についての相違

が存在していたであろうことは、ウィットビー会議(六六四年)⁽¹⁵⁾における討議、さらにそこでのローマ方式の採用決定といったことにより示されている。そうした相違のうち、教区制の成立・発展との関連において注目しておくべきことは、教皇グレゴリウス一世やアウグスティヌス達が重視したほど、ケルト系修道士達が司教区・小教区のような教会の組織化にそれほど関心を示していなかった、という事実である。エイダンは、ノーサンブリア人達を、教区制設定以前のいわば原始的・使徒的伝統とでもいうべき伝道活動を中心として導びいていくべきであると考えていたようである。⁽¹⁶⁾

また、ケルト系修道士達は、かれらの伝道活動のために必要な地方拠点として新修道院を多く建設し、さらに女子修道院の建立にも熱心であった。こうした修道院の建設は、ケルト系修道士達にとって贖罪の意味合いをもつ旅行とでもいうべき異教遍歴によっても補足されていた⁽¹⁷⁾、と推測される。同時にかれらは、伝道活動としての巡回説教にも積極的であり、七世紀頃、修道士達が村々を伝道旅行して回る際には、持ち運びのできる小型の祭壇を伴っていた場合もあったようである。⁽¹⁸⁾ 説教を行なう場所としては、いまだ教会がない場合、神聖な地に建てられた十字架の前で行なわれることも多かったと考えられるが、ミサのような宗教的儀式は戸外でというより木の枝などでつくられた仮小屋のようなどころで行なわれたようである。⁽¹⁹⁾ ケルト的伝統が残存していくイングランド北部やスコットランドにおいては、のちにも触れるごとく、特定の家族の墓所と並んで、こうした祈りの場所に修道院が建てられ、それがさらに小教区

教会へと発展していく可能性が存在していた、ということを描きおきたい。しかし同時に、アイルランド系修道士達によって建設された多くの修道院の中には、小教区教会として発展していくためには教区民にとってあまりに接近困難な場所に建てられたものもあったということも事実である。

さらに伝道活動期の特徴で注目されるのは教会が建設された場所がしばしば国王の村 *villa regia* であったということである。六二七年イースターにノーサンブリア王エドウィン *Eowin* (六一六—三二二) がヨーク司教パウリヌス *Paulinus* (六二五—三二二) によってヨークで受洗した後、各地の村落から集った人々に対しパウリヌスが説教し洗礼を施したのはグレン *Glen* 河に面するオールド・イーウフリング *Old Yeaving* におけるエドウィンの城塞でもある国王村落であった。さらにエイダンも伝道本部として国王の村々を用いている。このような事例からすると、七・八世紀の教会は国王村落、またノーサンブリアにおける初期の行政単位 *Meo* の中心、あるいは広大な所領の場合その主要村落において建設されていたのではないかと推定される。こうして増加していった教会は、ジャローの修道士ベータ(生死六七三—四七三三)の死亡時には、現在のダラム、ニューカッスル両司教区(両方で旧ノーサンブリア王国にはば一致する)において三二ほどの教になっていたと推測されている。

二、教区化

アングロ・サクソン時代の小教区制(山代)

主として行政的要地に建設された教会を拠点としながら活動した伝道者達が、領域的な広がりをもつ教区エписコプといったものを考え始めたのは、一体いつごろからであろうか。小教区制の成立・発展を考察するためには、一つの重大な転期ともいえるこの時期をできるだけ画定しておくことが必要であろう。イングランド南部から伝道を始めたローマ出身の修道士達が、かれらが知っていた教区制を採用することを当初から考えていたであろうことは想像される。なぜならかれらが当時大陸において採用されていた教区制をイングランドにおいて設定しようと考えたであろうことを示唆する事実が存在するからである。

まず教皇グレゴリウス一世がアウグスティヌスに宛てた書簡(六一〇一年)において、カンタベリー司教としてのアウグスティヌスが一二名の司教を叙階すること、さらにアウグスティヌスがヨークに派遣する司教も一二名の司教を叙階することになるであろう、ことを指示している。また、大陸における教区制採用に関し、ローマ帝国の行政単位の枠組みがカトリック教会の教区制度にうけつがれたことが認められるとすれば、修道士になる以前にローマ市総督としてこうした行政組織に慣れ親しんでいたグレゴリウス一世が、今や教皇としてイングランド伝道に際し、それに類似の教会組織を考えていた、とする可能性も否定できないのである。さらに、L・パトラーの指摘するように、グレゴリウス一世がイングランド伝道を意図した際に、かれはイングランドをそれまで長く失われたままになっているローマの一属州であると把握、それを回復するためにローマか

ら伝道者を派遣する、という意識をもっていたとすると、その可能性はますます強められるのではないか。

イングランド伝道にあたって教区制採用を考え、教区制設定のためには既存の行政組織を利用していこうとするローマ出身修道士達の意図は、カンタベリー大司教テオドロスによって実行に移された、と言えるのではないか。すなわち、かれがアングロ・サクソンの王国やその下位の行政単位をもって司教区の設立を始めた時においてである。

それではイングランド北部における事情はどうであったのか。ケルト系修道士達が教区制に基づく教会の組織化に対しそれほど関心を払っていなかったことは既述したとおりである。しかし、六六四年のウィットビー教会会議はローマ式典礼・習慣の採用を決定した。その結果ケルト系修道士達の影響は大きく後退することになった。史料的に確定することは困難であるが、おそらくこの時期ごろからイングランド北部においても領域的な教区というものが想定され始めたのではあるまいか。アングロ・サクソン人であったがケルト系修道制の拠点メルローズ Malrose 修道院において教育されたカスバート Cuthbert は晩年リンデイスファーン司教修道院長(六八五〜八七)となった。かれはローマ的方式やカンタベリー大司教のイングランドにおける全般的権威を受け入れ、また司教による密接な司教区統治の必要性を認めていたようである。したがって司教としてのカスバートはエイダンとは対象的に、司教の威厳を維持し司教区を監督するのに十分な従者達(ハウスホールド)をも

っていたといわれる。こうしたかれの姿勢からだけでは、領域的な教区の設定をかれが構想していたかどうかの判定は、早急にはできないものの、少なくとも教区制に基づく教会の組織化に対し積極的に関与しようとしていたことがうかがわれるのではあるまいか。

ちょうどこの時期は、カンタベリー大司教座においてテオドロスが在位していた時にあたる。ウィットビー会議において活躍し、北部イングランドで大きな影響力をもっていたウィルフリッド Wilfrid がノーサンブリア王と対立してヨーク司教位(六六九〜七八、六八六〜九一年)を退いた後、テオドロスは本格的に北部教会を再編成する機会を与えられた。かれ自身も修道士出身であったにもかかわらず、その関心は修道制に対してよりも、むしろイングランド教会全体を新たに組織・統一することに向けられていたようである。かれは六七三年ハートフォード Hatford について六八〇年ハットフィールド Hatfield に全国的な教会会議を開催した。前者においては信者数の増加に応じて司教〔司教区〕の数を増加させるべく討議を行ない、後者においてカンタベリー大司教座の地位を確立させた。結局、新司教区創設の結果、イングランドは全部で一七の司教区に分割されることになる。これによってテオドロスは、当時のイングランド教会指導者達が、そこにおいて働くことができるような枠組を提供した、といえよう。かれの構想は、ローマ教皇を頂点とし、カンタベリー大司教のもつ非分割の権威の下にイングランド教会を位置づける、というものであった。そこでは司教区への分割は推進されたが、大司教区としては、カンタベリー大司教区の

みが考えられていた。しかしかれの構想したイングランド教会の統一性はかれの死後約半世紀たった七三五年ヨーク大司教区の創設により失われることになるのである。²⁹⁾

こうしてこの時期、イングランドにおいて司教区への分割が起こったのであるが、しかし、そのことは、司教区制、ましてや小教区制の確立を意味するものではなかった。たしかにそうではあるが、他方、司教区をさらに増加させ、あるいはより小規模な司教区を望む主張が始めていたのもすでにこの時期からであった、ということも重視しなければならぬ。そうした動きは本稿で問題にしてゐる小教区制の成立・発展へと結びついていく、と考えられるからである。

ヨークが大司教座となる直前七三四年ベータはヨーク司教エグバート Egbert (七三二／七三四～六六年) に宛てた書簡³⁰⁾においてつぎのことを指摘している。すなわち、ミンスター組織は伝道段階にある教会にはふさわしいものであったが、いったんその段階を通過し、人々のキリスト教信仰を堅固にする仕事が始まった時には、それは必要とされる不断の直接的司牧活動を提供することはできない、と。さらにまたかれらは、説教、ミサを行ない、村々において洗礼を施す司教を提供することの必要性を強調した。G・W・O・アドウルンショーは、ベータはその必要性を理解した最初のイングランド人であった、と主張している。³¹⁾しかし、この必要性を満しえたのは、本稿で問題にしている小教区組織のみである。古いミンスターに代って村落ごとに教会を建設し、それらに基本財産を与えること

が必要であった。そのため動きは、イングランドでは、アングロ・サクソン後期を通じて目撃されていくことになるのである。

八世紀において認められる、より小規模な司教区の増加ないし小教区設定に対する関心は、どのように具体化されていったのか、その過程が明確にされなければならないはずであるが、残念ながらそれを完全になすことはできない。というのも、そこにおいては周知のようにヴァイキングの侵攻が重大な影響を及ぼしているからである。

L・パトラーは、大略つぎのように言う。一三世紀において十分に発達した組織となる小教区制が、九世紀末までにどの程度発展してきたのか、という問いには決して答えることはできない。なぜなら証拠の大部分が、ノルウェー、デンマークから渡来した異教の戦士達により破壊されてしまったからである。³²⁾と。たしかにヴァイキングの侵攻は、教区組織の発展を連続して追跡することを非常に困難にしている。例えば、Lindisfarne, Jarrow, Monkwearmouth, Hartlepool など修道院であったものが、ヴァイキング侵攻後に再建された時には、教区付聖職者の管理下に小教区をもった教会として現われてくる。こうした事情であるがゆえに、アングロ・サクソン期の教会組織を検討する際には、ミンスターの意味内容の吟味とともに、個別の教会の発展経過についても慎重でなければならぬし、ある程度不明の部分が残ることもまたやむをえないのである。それならば、八・九世紀の教会組織については何ら判明しないのかと言えは、必ずしもそうではない。例えば、断片的にはあるが、当時のミンスター構成員についての手掛りをうることができ

る。カンタベリーやウースター司教座ミンスターにおける証書の署名リストは、そこに存在していた聖職者数についての示唆を与えてくれる。八世紀末ウースターにおいては、司祭九名、助祭四名、他の聖職者五名がいたことがわかる。カンタベリーでは、八〇五年に上長 *praepositi* 二名、司祭八名、司教座教会助祭一名、助祭一名、そして下位品級の聖職者二名であったのが、八二四年には、上長 *abbas* 二名、司祭九名、助祭三名、下位品級聖職者九名となっていたことがわかる。さらにこの時期両ミンスターに仕えていた者達が、修道士ではなく教区付聖職者であったことも注目しておくべきであろう。これら司教座ミンスター以外の小ミンスターにおいては、二・三名の司祭の下に同数ほどの下位品級聖職者がいたのではあるまいか。⁽³⁴⁾

カンタベリーについては、その都市内における教会を除くと、司教区が *Reculver, Minster in Thanet, Dover, Folkestone, Tynninge, Minster in Sheppey, Hoo* という七ミンスターの回りに組織されていたようである。⁽³⁵⁾ こうしたミンスター組織は、司教、修道院、セインなどによりそれぞれの所領内における村落のために建設された教会によって補足されていた、と考えられる。すでに八世紀初頭において、ヨーク司教 *John of Beverly* がその在位期間中(七〇七—一八)に、ビバリー近郊の二村 *Bishop Burton* と *Cherry Burton* において、それぞれ *Puch* と *Addi* というセインにより建設された教会を聖別しているのが認められる。こうした村教会の建設はそれ以後も続いていたと推測されるのであるが、教会数はまだ

少なく、お互いに遠く隔って建てられている状態であったと考えてよからう。村教会の建設が本格的に始まるのは後述するごとく、九世紀に入ってからである。⁽³⁶⁾

三、教会の外的関係

ところで教区組織を成立させていくためにはそれを構成する各教会がそれぞれの基盤づくりを行なっていくことが必要であった。その点を明らかにすることは、ある面で各教会が外部勢力によっていかに影響されていたのかを問うことでもある。そこでつぎには外的関係の中で教会がどのように位置づけられていたのか、を検討してみたい。各ミンスターの聖職者集団と基本財産は司教の監督下にあったが、基本財産については、実際には司教と聖職者集団の両者によって管理されていたようである。司教は聖職者を叙品しその職位につけた。さらに聖職者集団と相談して上長を選任していた。しかしいくつかのミンスターでは、上長の職位が世襲されていた場合もあったようである。⁽³⁷⁾

ミンスターと司教との関係には、ミンスター建設者がだれであったのか、ということが大きく影響している。たとえば特定の修道院やそれによって建設されたミンスターについては、司教の監督権が制限されることになった。そこでの司教の権限は修道院長の叙階、修道士の司祭への叙品、宗教的混乱の是正などに限られていた。こうした修道院やその付属ミンスターの場合、財産管理は司教の監督から免除されていた、⁽³⁸⁾ と考えられる。

他方、村に建てられた小教会については、その初期の状態はほとんど知ることができない。ある教会では、日常的には下位品級の聖職者が仕えており、ミサを行なうために近隣のミンスターから司祭が来訪する仕組であったのかもしれない。またセインや修道院がその所領に教会を建設しており、そこに在任司祭が居るような場合には、司祭任命にあたっては司教ではなく教会建設者がイニシアティブを取ったであろうことが十分に考えられる。そのことは、ヨーク大司教エグバードが、司教の許可なく司祭が教会、とりわけ俗人所有の教会に仕えることはできないと規定し、さらにカンタベリー大司教テオドロスが、セイン所領の教会は不安定な状態にある、と判断していた、ことから推測できる。セイン所領の教会の場合、それが異教的靈廟へと変えられたり、木造教会がひき倒され木材が他の世俗目的に使用されたりする可能性が存在していたのである³⁸。

以上のことから、原則的にはミンスターや村の小教会が司教の監督下にあり、司教による司祭の叙品が主張されながらも、その実態は各教会とその建設者との関係により大いに左右されていたことが理解できる。土地所有者階級による教会建設の動きは、イングランドにおいてアルフレッド王（八七一～九九）の時代頃から一層顕著になった。それが一〇・一一世紀へと継続していったのであろうことは、残存する教会の鐘楼や彫像・窓の造作などが示唆しているところである⁴⁰。

これまで教会建設者が修道士やセインであった場合のかれらと教会との関係を検討してきたのであるが、ミンスターについては、そ

アングロ・サクソン時代の小教区制（山代）

の建設者がしばしば国王であったことも見落してはならない⁴¹。さらにイングランドの教会と国王との結びつきに関連しては、いわゆる一〇世紀の教会改革における修道士出身司教達の役割と共に、かれらと国王との協力関係が指摘されてきている。国王と教会とのこうした緊密な関係、とりわけ修道院の再建・建設への国王援助は、アングロ・サクソン末期まで継続していく。

ところでミンスターや小教会の建設が教区制の初期の発展に貢献していったことは理解されるであろうが、一〇世紀以降のこうした修道院建設は、本稿で問題にしている小教区制の成立との関連でどのように評価されるべきなのであろうか。七・八世紀の伝道段階で修道士達が果たした大きな役割は検証してきたし、ミンスターと呼ばれる存在には多く修道院が含まれていたことも指摘してきたところである。その意味では小教区制成立への貢献は認められるわけであるが、さらにここで重視すべきことは、つぎのことである。すなわち一〇世紀の教会改革が修道士出身司教の主導でなされ、司教座教会が修道士達によって仕えられるようになったのであるとすると、⁴³かれらの修道院はまさに司教座に付属しているという形において司牧活動を行なっていくことになった、と判断されるのである。したがって、そうした付属修道院はイングランドにおける教区制の発展にとつて欠くべからざる貢献をなしている、と評価することができるところではないか。

さらに修道院と小教区制との関連において注目されるのは、エドガー王 Edgar（九五五―七五）治世九七〇年頃にウインチェスター

教会会議の結果作成された『イングリランド人修道士および修道女の統一修道規定』の中のいくつかの点である。それは当時、修道院において行なわれていたと考えられるイングリランドでの慣習を容認している。修道院と国王との緊密な関係を示すかのよう⁽⁴⁾に、修道士達はほほすべての祈禱時には国王や王妃のために祈った。修道士達は祝祭日には鐘を鳴らして小教区民に知らせ、修道士が街路を行進することが認められた。さらに本稿との関連で重視すべきは、俗人達が修道院内での日曜ミサに参列するのを容認していることである。これら紹介したいずれの点も、修道院とそれをとりまく世俗社会との結びつきを示唆しているものである。とりわけ最後の点は、初期の伝道段階では多くの場合修道士達が出かけて行き俗人達に布教したのに対し、この段階になると俗人達が修道院内に入ってきてミサに参列していたことを示している、と大まかに解釈できないであろうか。いずれにしても、イングリランドにおいては修道士ならびに修道院が司牧的役割を担うことを期待されてきており、実際にかれらはそれを行なっていたのではあるまいか。その意味では、イングリランドにおける小教区制の発展にとって修道士や修道院の果たした役割は多大であったといわなければならない。

四、教会建設

それでは修道院以外の教会についてはどうであったのか。村教会の建設は九世紀頃から本格的に始まっていた。例えばイングリランド北部におけるリンディスファーン司教 Egrid (八三〇〜四五) は

ノーサンブリアの四つの村 Woodhorn, Whittingham, Engingham, Edingham とダラム地方の村 Gainford において教会を建設していた。またウィンチェスター司教 Swinham (八五二〜六二) の在位期間の特徴は、かれがそうした村教会を聖別したことであった。こうした九世紀における村教会の建設が、部分的にはあれまさにヴァイキング(デイン人)の活躍していた時期に行なわれていることは興味深い事実である。かれらはいたるところで教会や修道院を破壊したのではなかったのか。とりわけ北部においてはデイン人によって破壊された村々を再建するため、教会建設をその中核事業として行なったと理解することができるかもしれない。ウエセックス王アルフレッド(八七一〜九九)がヴァイキング王グートルムと和議を結んだのが八七八年である。これによりデインロー地域が確定された。このグートルム王はキリスト教の洗礼を受けていた。たしかに王の受洗はかならずしもその家臣であるデイン人達の改宗を伴うものではなかったかもしれない。しかしデインロー地域に定住しアングロ・サクソン人達の間で生活するようになったデイン人達のある部分がキリスト教へと改宗していったという可能性もまた否定することができない。イングリランドにおいて小教区教会へと発展していく村教会の多数が、一〇・一一世紀に建設されることになるが、そうした教会建設のイニシアティブをとったのが、村落の所有者であったアングロ・サクソンのセイン達である。それとともに、デインロー地域においてしばしば発見されるところであるが、少数の自由人達の集団が教会建設を行なっていることは注目されるの

である。⁽⁴⁹⁾これらの自由人達がアングロ・サクソン人であったかドイツ人であったかを確定することはむずかしいが、スカンディナヴィアでの教会建設が数人のグループによってなされる場合があった事実ならびに、こうした建設方式がデインロー地域において認められることを併せて考える時、村教会の建設にキリスト教に改宗したデイン人達が参加していたことはある程度推測できるのではない。
一〇世紀にいずれもデイン人出身でありながら、ヨーク大司教となったオズケテル *Osgar* (九五六―七二)、カンタベリー大司教オダ *Oda* (九四二―五〇)、かれの甥でウースター司教(九六一―九二)さらにヨーク大司教(九七二―九二)となったオズワルド *Oswald* の事例は、こうした小教区レベルにおける教会建設にデイン人達が積極的にかかわっていた可能性を強めるものではあっても弱めるものではない。

村教会の建設を担ったセイン達については、W・スタップスが『人々の身分と法律について』*Of People's Ranks and Law* と表題をつけている一世紀中頃の文書が注目される。⁽⁵⁰⁾ というのもそれは、ある人物がチェオルル身分からセイン身分へと上昇する条件を述べているが、セイン身分を示す特徴の一つは、所有する所領において教会をもつことである、としているからである。少し時代はくだるがノルマン征服後一〇八年ごろヘンリー一世の私室用人であるハーバート・オブ・ウィンチェスター *Herbert of Winchester* ^{チェンバレン} はヨーク大司教トーマス二世(一〇八二―一四)から他の所領とともにヨーク近郊の *Weaverthorpe* を授与されている。当時この村は、

アングロ・サクソン時代の小教区制(山代)

かつてヨークを中心とした反乱抑圧に関連してウィリアム一世によって引き起こされた破壊・荒廃からいまだ回復していなかったが、ハーバートは村の再建のため教会建設を行なっているのである。アドゥルショイは、ハーバートの行為は、いかなる村も教会なくしては完全ではないという征服前セイン達によって定められた伝統に従ったものである、と主張している。⁽⁵¹⁾ そうだとすると、ノルマン征服前後を通じて村教会の建設はセイン身分や国王家臣に代表される貴族達によって担われたことになる。かれらの教会建設の動機としては、自己の所領管理のために領内村落に教会を建設することが有効であったし、また教会所有が貴族身分の一つの象徴であったことが考えられる。いずれにしても村落教会の建設には征服前後を通じて一貫して貴族達が関与していた、として、そのことはとりわけ地方における小教区制の成立を助けた、と理解していいのではあるまいか。
ところでそれ以外の教会建設者が存在していた可能性はないのか。都市における教会建設はどのような人々によって行なわれたのであるろうか。例えば、都市内の土地所有者が自己の土地に在住する人々のために教会を建てたことが知られている。また数人の市民達が集団で自分達の教会を建設した場合もあった。前者については、ノルマン征服後のドゥームズデイブックに一世紀リнкаンの事例が見い出せる。投機的建設業者の *Colswain* という人物は、同市南東の荒廢地を国王から授与されたことが記録されているが、かれはそこに三六の家屋を建設し、さらに住人達の宗教的欲求を満すために二つの教会を建てたといわれる。また後者について

は、ヨークのセント・マリー・キャッスルゲイト St. Mary Castle-gate 教会は、そこに保存される一〇世紀末か一一世紀初頭の奉納石によると、スカンディナヴィア出身の三人のヨーク市民の共同行為によって建設された、ということがわかる。

五、法的措置

以上、小教区教会となつていく村落教会や都市教会を建設したのがセイーンや国王家臣、都市の土地所有者や市民権であったことが理解された。しかしそのようにして建設された教会が、小教区教会としていわば自立していくためには、小教区教会の果す役割が明確にされ、司教の管轄下に小教区教会司祭の地位が位置づけられ、さらに司祭職の保有が保証されるような手段が講じられる必要があった。そうした対策効果を期待したものが都市や農村で建設されていた教会を規制するためアングロ・サクソン末期に作成された法典であった、と考えられる。その最初のものはエセルレッド王 Etheled the Unready (九七八／九一〇一三)治世末年とカヌート王 Canute (一〇一六／三五)治世に日付をもっている。小教区教会に関連した条項をもつ法典としては、the Canons of Edgar: VI, VII, VIII Etheled; I Canute, として、おそろへ一世紀中頃のヨーク司教区会議で制定された the Laws of the Northumbrian Priests として知られるものがある。

これらの法典の内容のうち、いま小教区教会の自立化にとって注目する必要があるのは、つぎの三点に関わるものであろう。まず小

教区教会自体において何がなされねばならないかという点について、アドゥルンショーによると一〇〇六／八年頃作成されたエドガー法典の第四五条項は、小教区教会における聖務日課を強調している。

第二に司祭の地位の位置づけについては、かれと教会支配者ならばに司教との関係が述べられている。すなわち、いったん司祭が教会「かれの職位」を保有するようになると、教会支配者は、もはやそれを奪うことはできない。これは教会支配者が司祭を自由に任免する権限をもてないことを意味する。司教だけがそれに行なうことが許されているが、それでも司祭はかれが免職されるに値する犯罪について有罪であると宣告された場合においてのみはじめて教会「司祭職」を失うことになつたのである。ところで、司祭はこうした法によって認められた独立性にもかかわらず、他方では司教の監督下にあつた。例えば司祭は司教主権の会議に出席し、司教と司教座教会助祭に服従し、聖週間ごとに司教から聖香油を受け取ることを義務づけられていた。

アングロ・サクソン末期に作成された法典の内容で注目すべき第三の点は、小教区制の発展を考察するうえで見落せないものである。すなわちそれは、小教区教会と教区民との関係について触れている。まず小教区民は教会の建物維持を分担しなければならない。つぎにかれらは小教区教会の司祭に対して十分の一税を支払わねばならない。この十分の一税の用途については、エセルレッド王法典が、十分の一税を受け取った司祭がそれを三分し、それぞれを教会の維持費、教会聖職者の経費、そして貧者の救済のために充当すべ

きことを規定している⁽⁹⁾。こうした十分の一税の支払いは一定領域に住む人々を小教区民として位置づけ、特定の小教区教会にかれらを結びつける役割をなす。さらに、その結果小教区というものが領域の意味内容をもつものとして定着していくことにもなった。その意味では、十分の一税支払の習慣が確立していく時期は小教区制の成立・発展段階における重大な画期をなしたと考えてよいのであるまいか。

フンダロ・サクソン末期の国王達による小教区教会についてのこのうした法は、小教区教会の役割、司祭と教会支配者ならびに司教との関係、小教区民と教会との関係などを明確にし、したがって小教区教会の自立化、小教区制成立への途を準備していったといえるのではないか。

註 本稿註での引用・参考文献は以下のとおりである。註記では編著者名、頁数のみを略記し、同著者の場合のみ発行年を区別する。

- Addresshaw, G. W. O. 1953. *Beginnings of the Parochial System*. York.
- Addresshaw, G. W. O. 1954. *The Development of the Parochial System from Charlemagne (768-814) to Urban II (1088-1099)*. York.
- Addresshaw, G. W. O. 1956. *Rectors, Vicars, and Patrons in the Twelfth and Early Thirteenth Century Canon Law*.

フンダロ・サクソン時代の小教区制 (山代)

York.

- Addresshaw, G. W. O. 1957. *The Early Parochial System and the Divine Office*. London.
- Addresshaw, G. W. O. 1963. *The Pastoral Organization of the Morden Dioceses of Durham and Newcastle in the Time of Bede*. Jarrow-on-Tyne.
- 朝倉文市氏 (ノートルダム清心女子大学) による借用。
- Addresshaw, G. W. O. 1973. *The Pastoral Structure of the Celtic Church in Northern Britain*. York.
- Barlow, F. 1979 (1963). *The English Church 1000-1066*. London.
- Betty, J. H. 1979. *Church and Community: the Parish Church in English Life*. Bradford-on-Avon.
- Brooke, C. N. L. 1970. "The Missionary at Home: the Church in the Towns, 1000-1250," *Studies in Church History*, VI, pp. 59-83.
- Butler, L. and Given-Wilson, C. 1979. *Medieval Monasteries of Great Britain*. London.
- Chibnall, M. M. 1967. "Monks and Pastoral Work: A Problem in Anglo-Norman History," *Journal of Ecclesiastical History*, 18, pp. 165-72.
- Deanesly, M. 1925. "The Familia at Christchurch, Canterbury, 597-832," in A. G. Little and F. M. Powicke ed.,

- Essays in Medieval History presented to T. F. Tout*. Manchester.
- Deansly, M. 1927. "The Archdeacons of Canterbury under Archbishop Ceolnoth (833-870)." *E. H. R.*, 42, pp. 1-11.
- Deansly, M. 1941. "Early English and Gallic Ministers." *T. R. H. S.*, 4th ser. 23, pp. 25-69.
- Ge, H. and Hardy, W. J. 1910 (1896). *Documents Illustrative of English Church History*. London.
- Godfrey, C. J. 1962. *The Church in Anglo-Saxon England*. Cambridge.
- 青山吉徳氏 (日本女子大学) より借用。
- Godfrey, C. J. 1969. *The English Parish, 600-1300*. London.
- Haddam, A. W. and Stubbs, W. ed. 1971 (1964). *Councils and Ecclesiastical Documents; Vol. III, The English Church 595-1066*. Oxford.
- Knowles, D. and Hadcock, R. N. 1971 (1953). *Medieval Religious Houses; England and Wales*. London.
- Landon, E. H. 1909. *A Manual of Councils of the Holy Catholic Church*, 2 Vols, Edinburgh.
- Lennard, R. 1966 (1959). *Rural England 1086-1135*. Oxford.
- McCaslin, E. P. 1951. *The Division of Parishes*. Washington, D. C.
- 河井田研朗氏 (福岡大学) より借用。
- Page, W. ed. 1974 (1926). *The Victoria History of the County of Kent*, Vol. 2. London.
- Powicke, F. M. and Fryde, E. B. ed. 1961. *Handbook of British Chronology*. London.
- Robertson, A. J. ed. 1925. *The Laws of the Kings of England from Edmund to Henry I*. Cambridge. 朝倉氏より借用。
- Stubbs, W. ed. 1951 (1870). *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*. Oxford.
- Symons, T. ed. 1953. *Regularis Concordia Anglica Nationis Monachorum Sanctimonialiumque*. London.
- Whitelock, D. ed. 1979 (1955). *English Historical Documents, I*. London.
- 朝倉文市 一九八一 「十世紀イングランド修道院改革の起源について」『西日本学会宮崎支部報』一九五〇—一九七九、二八一—五三頁。
- 河井田研朗 一九七九 「L. Thomassin の小教区制 (parois-se) の研究—十七世紀フランスにおける教会史研究の一断面—」『西洋史学論集』二〇、三七—五一頁。
- 今野國雄 一九八一 『修道院』岩波書店。
- 佐々木信昭 一九六一 「グレゴリウス一世のイングランド布教」『史学研究』八〇、一—一六頁。
- 富沢露岸 一九七九 「中世イングランドにおける司教管区組

織成立の「局面」『文学論集』（関西大学）二九一三、一
四一頁。

渡部治雄 一九七三 「修道院改革と教区制の展開についての
一考察」『西洋史研究』新輯二、八一—一〇一頁。

- (1) 以下()内は在位期間を示す。原則として Cf. Powicke.
- (2) Addleshaw, 1953, 12.
- (3) そうした見解の証拠となるものは一五世紀の年代記作者
Thomas Elmham より創作された。
- (4) Addleshaw, 1963, 1.
- (5) 河井田、渡部論文。
- (6) 富沢論文。
- (7) McCashin.
- (8) Godfrey, 1969.
- (9) Betty.
- (10) Addleshaw, 1953, 1954, 1956, 1957, 1963, 1973.
- (11) しかし、こうした区別も完全というわけではなく、例えば
ヨークシャーでは新タイプの教会もしばしばミンスターと呼ばれ
てきた。Do., 1954, 11; 1963, 9-10. ミンスター組織の
ついで Cf. Deanesly, 1941; Godfrey, 1962. オールト・マン
スターから小教区教会への移行のついで Cf. Chibnall,
1967, 166, 170.
- (12) Addleshaw, 1953, 12.

イングロ・サクソン時代の小教区制 (山代)

(13) イングランドに対する修道士達の布教とグレゴリウス一世の
考へ方については、佐々木論文参照。

- (14) Butler, 15-16.
- (15) Haddan, 100-106; Landon, II, 356-7.
- (16) Butler, 8.
- (17) Ibid., 18.
- (18) 今野、五九一六二。その遍歴先においては、その地方の勢力
家の協力によって、しばしば修道院が建設された。六三〇年代
Burgh (Suffolk) に建設された修道院もその一つである。Ad-
dleshaw, 1973, 17.
- (19) Ibid., 13.
- (20) Do., 1963, 10.
- (21) Do., 1973, 20, 21, 23.
- (22) Do., 1963, 1, 7.
- (23) Gee, 9-10.
- (24) Butler, 17.
- (25) Addleshaw, 1973, 16. もちろん後述するように、イングラ
ンド北部においてケルト的影響に基づくミンスター制が残存し
てきたことは否定できない。
- (26) Butler, 19.
- (27) Haddan, 118-122; Gee, 10-13.
- (28) Haddan, 141-4; Gee, 13-15.
- (29) Butler, 19-20.

- (30) Hadden, 314-325; Whitecock, 799-810.
- (31) Addleshaw, 1953, 15; 1963, 11.
- (32) Butler, 24.
- (33) Addleshaw, 1963, 8.
- (34) Do., 1953, 12-13. 十一九世紀のカンタベリーについては Cf. Deanesly, 1925, 1927.
- (35) 各ミンスターの建設された年については Knowles によるとそれぞれ六六九、六七〇頃、六四〇以前、六四〇前、六三三頃、六七〇頃、六八七頃となる。 Cf. Knowles, 480, 478, 472, 473, 477, 478, 475. *Wald Hoo* を除いた各ミンスターの歴史については Cf. Page, 141-2, 151, 133-7, 236-8, 146, 149-150.
- (36) Addleshaw, 1953, 14.
- (37) (38) Ibid.
- (38) Ibid., 15.
- (40) Butler, 25.
- (41) Addleshaw, 1954, 14.
- (42) Butler, 26-8. 朝倉論文参照。
- (43) 七・八世紀のミンスターにおける聖職者が修道士であった可能性が残されている以上、厳密には一〇世紀になって初めて修道士が司教座教会に仕え始めたと言明するのは留保すべきかもしれない。その意味では、こうした在り方がイングラントの伝統であったとする見解が成立する可能性も否定できない。しか
- し同時に、ヴァイキング侵攻後司教座教会やそれまでの修道院においてさえも、教区付聖職者達が仕えるようになっていたこともまた事実である。したがって、おきにも述べたごとく、修道士と教区付聖職者との区分の困難性とともに、ここにもイングロ・サクソン期における教会の発展過程をたどる際の複雑性が存在しているように思われる。
- (44) Symons, 29-30.
- (45) Do., 20-21.
- (46) Do., 29-30.
- (47) Do., 32-33.
- (48) Do., 19.
- (49) Addleshaw, 1954, 13.
- (50) 一〇二九一六〇年頃の作成 Cf. Stubbs, 88-9.
- (51) Addleshaw, 1954, 13.
- (52) Ibid., 13-14.
- (53) Ibid., 16. これはヨーク大司教ウルフスタン二世(一〇〇二—一三三)により編集された。
- (54) Do., 447-451.
- (55) Do., 451-5.
- (56) Do., 471-6.
- (57) Addleshaw, 1957, 15.
- (58) Do., 1954, 16. (59) Ibid., 15-16. Robertson, 121.